

古河市立古河第一中学校

いじめ防止基本方針

(令和5年度改定)

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されない行為である。しかし、心身の発達が十分に遂げられない生徒にとっては、その成長の過程において何らかの理由により、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る可能性がある。これらの基本的な考えを基に、いじめの撲滅を目指し、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応をしていきたい。何より学校は、生徒が教職員や周囲の友達との中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならないと考えるからである。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけさせることができる学校づくりを進めていきたい。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校を目指したい。

〈いじめの定義〉

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 【いじめ防止対策推進法第2条】

2 いじめに対する基本姿勢及び基本認識

(1) いじめに対する基本姿勢

- 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと
- 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと
- 「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

本校においては、この3つの考え方を基本に、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見だし、生徒の実態に応じた取組を推進します。また、市教委や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行います。

(2) いじめに対する基本認識

教職員がもつべきいじめに対する基本認識として

- ① いじめは人権侵害であり、決して許される行為ではない。
- ② いじめは大人では気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ③ いじめはいじめられる側にも問題があるという誤った認識を持たない。
- ④ いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。
- ⑤ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
- ⑥ いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
- ⑦ 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。
- ⑧ いじめは昔からあるという楽観的認識をもたない。
- ⑨ いじめは子供のけんかにすぎないという誤った認識をもたない。
- ⑩ いじめられた子供は強くなるべきだという誤った認識をもたない。
- ⑪ いじめは日本特有の現象であるという誤った認識をもたない。

3 いじめ防止に向き合う古河一中教師の姿

- (1) 生徒に寄り添い、一緒に活動する教師
- (2) 生徒の変化を敏感に感じ取り、敏感に関わる教師
- (3) 常に生徒の身になって考えようとする教師
- (4) 生徒の努力を認め、励ましのことばをかける教師
- (5) 日頃から人権を尊重した言葉遣いに心がける教師
- (6) 宿題や日記、提出物等にいち早く目を通し、ひと言添える教師

4 いじめ未然防止に向けて

(1) 学校としてなすべきこと

- ① いじめに対する正しい認識について共通理解します。
 - ・ いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめをはやしたてたり傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないと強く認識します。
 - ・ 生徒に対して、いじめられている人を助けることは、いじめている人を助けることにもなると認識します。
 - ・ 教師一人一人がいじめ問題の重要性を正しく認識し、生徒のわずかなサインも見逃さないよう、定期的なアンケートの実施及び面談を行います。
 - ・ 教職員で、いじめ防止に向けた研修会を実施し、教職員のいじめに対する感度を高めるとともに、正しく認識し、組織的な体制を整えます。また、教育相談の技法について研修します。
- ② 教育相談活動を充実し、全教育活動を通じた生徒指導の展開を図ります。
 - ・ 「いじめはどの学校でもどの子にも起こりうる」という危機意識をもちます。
 - ・ いじめへの対処療法的な対応にとどまらず、全教育活動を通じた積極的な指導を展開します。
 - ・ いじめの早期解消に向けて、校内生徒指導部員会等で、全教職員で一致協力

し、継続的に取り組みます。

③家庭・地域・関係機関との連携を深めます。

- ・いじめの未然防止や早期発見や、いじめられている生徒を最後まで守り抜くために、学校だけではなく、家庭・地域・関係諸機関と連携します。
- ・日頃より保護者とコミュニケーションを密にし、信頼関係を築くように努めます。
- ・必要に応じ、市福祉課・児童相談所・警察等の地域の関係機関・相談機関と連携し協力関係を築きます。特に、暴行や傷害、恐喝、強要、窃盗等、刑罰法規に抵触するものについては警察と連携・協力します。
- ・12月の人権週間では、各学級で道徳科、学級活動を通して「いじめ」について取り上げ、「いじめ防止標語」等から、意識の向上に努めます。
- ・本「いじめ防止基本方針」をホームページ等を利用し周知に努めます。

(2) 教師としてなすべきこと

①いじめを見抜く感性を磨きます。

いじめは、教師の目の届きにくいところで起こることを念頭に、研修等を通じて教師自身がいじめを見抜く感性を磨きます。

②不安や悩みを受容する姿勢をもつとともに心の居場所を作ります。

生徒の話最後まで傾聴し、不安や悩みを受け止め、解決に向けて粘り強く対応します。また、生徒一人一人が自己存在感を感じられるように、教師と生徒及び生徒相互の温かい人間関係を基に、安心できる心の居場所としての学級づくりに努めます。

③「自信」と「やる気」を引き出す授業づくりに努めます。

生徒指導の機能を発揮し、自己肯定感を高め、生徒の「自信」と「やる気」を引き出します。

④いじめは許さないという学級風土をつくります。

道徳科や学級活動等で、いじめの問題、生命の大切さ、規範意識に関わる題材を取り上げる等、日頃からいじめを許さない学級風土を作ります。また、互いに個性を認め合う学級経営に努めます。

⑤いじめを受けた生徒を最後まで守ります。

⑥教師間で連携・協力して問題の解決に当たります。

担任は開かれた学級経営に努め、問題や悩みを一人で抱え込むことなく、他の教師に協力を求める勇気と責任をもちます。組織体制の在り方については常に検討し、改善を重ねます。

⑦生徒や保護者からの声に誠実に答えます。

日頃から、いじめられている子どもやその保護者の立場に立ち、誠実に解決しようとする姿勢や態度を示し、信頼関係の構築を心がけます。

5 いじめ早期発見（概要は「早期発見・事案対処マニュアル」を参照）

(1) 基本的な考え方

○いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあ

いを装って行われたりするなど、気付きにくい形で行われることを共通理解します。

○些細な徴候を見逃さず「いじめではないか」との疑いをもち、隠したり軽視したりすることなく複数の教職員で関わり、積極的に認知します。

○グループ内のいじめでは被害者の訴えがないことが多いため、常日頃より生徒の動きを細かく観察します。

(2) いじめ早期発見のための取組

①生活アンケートの実施

- ・学期に複数回、PC を使い、いじめの実態を知ることのできるアンケートを実施します。(アンケート実施の際、記入内容を他の生徒から見られないように留意して行います)

②教育相談の実施

- ・定期及び不定期の教育相談によりいじめの実態の把握に努めます。また、生徒の学校生活に対する満足度を把握するために「アセス」を活用します。
- ・教師と生徒の日常のコミュニケーションを大切にし、いじめを訴えやすい雰囲気をつくります。また、保護者との好ましい人間関係づくりに努め、いじめに関して相談しやすい雰囲気をつくります。
- ・生徒が誰にでも相談できるような体制づくりを行います。本校の教育相談は担任に関わらず、生徒の希望に応じて学年内、学年外の職員が行います。
- ・気になる生徒の情報を全教職員で共通認識します。

③その他

- ・休み時間や放課後等、様々な場面で生徒を見守り、動向を把握する職員体制をつくります。
- ・日記や生活表、目安箱（相談箱）を設置すること等から、生徒の悩みを把握します。
- ・学校悩み相談窓口を設置し、生徒、保護者に周知します。

6 いじめに対する措置（概要は「早期発見・事案対処マニュアル」を参照）

(1) 基本的な考え方

○発見や通報等によっていじめと思われる言動を認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、組織で対応します。

○被害生徒を守り通すとともに、加害生徒には毅然とした態度で指導します。

○全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携し対応します。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐにその行為を止めます。
- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真

撃に傾聴します。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保します。

- ・発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、生徒指導部員会で情報共有します。
- ・速やかに関係生徒から事情を聞き取り、いじめの事実を確認します。
- ・学校長が事実確認の結果を教育委員会に報告します。
- ・重大な暴力行為や金品強要等を伴ういじめが生じる恐れがある場合には、警察署に相談または通報します。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への対応

- ・生徒から、事実関係の聞き取りを行います。
- ・生徒や保護者に「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」をはっきりと伝えます。
- ・生徒の個人情報取り扱い等、プライバシーには十分に留意します。
- ・事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報は、家庭訪問等で速やかに保護者に伝えます。*即日対応
- ・生徒にとって信頼できる友達や教職員、家族等と連携して支えます。
- ・安心して学習に取り組むことができるよう、必要に応じて別室での学習を提案します。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を仰ぎます。
- ・謝罪や事後の観察結果、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続します。

(4) いじめられた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・生徒から、事実関係の聴き取りを行います。
- ・いじめとして認知した場合、組織で速やかに対応し、謝罪の指導を行います。
- ・聴き取った内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得ます。
- ・保護者と連携した適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。
- ・組織として毅然とした指導を行い、いじめは絶対に許されない行為であることを理解できるように指導します。
- ・生徒が抱える問題にも目を向け、いじめを繰り返さないよう継続的に指導・支援します。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・知らなかった生徒や傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えるように指導します。
- ・いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- ・はやしたてたり、同調したりする行為は、いじめに荷担する行為であることを理解させます。
- ・教育活動全体を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しなければならないという態度を育みます。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ・不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除の措置をします。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求めます。
- ・生徒が悩みを抱え込むことのないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取組を周知します。
- ・情報モラル教育の推進と保護者への啓発運動を行います。

7 古河第一中学校いじめ対策年間計画

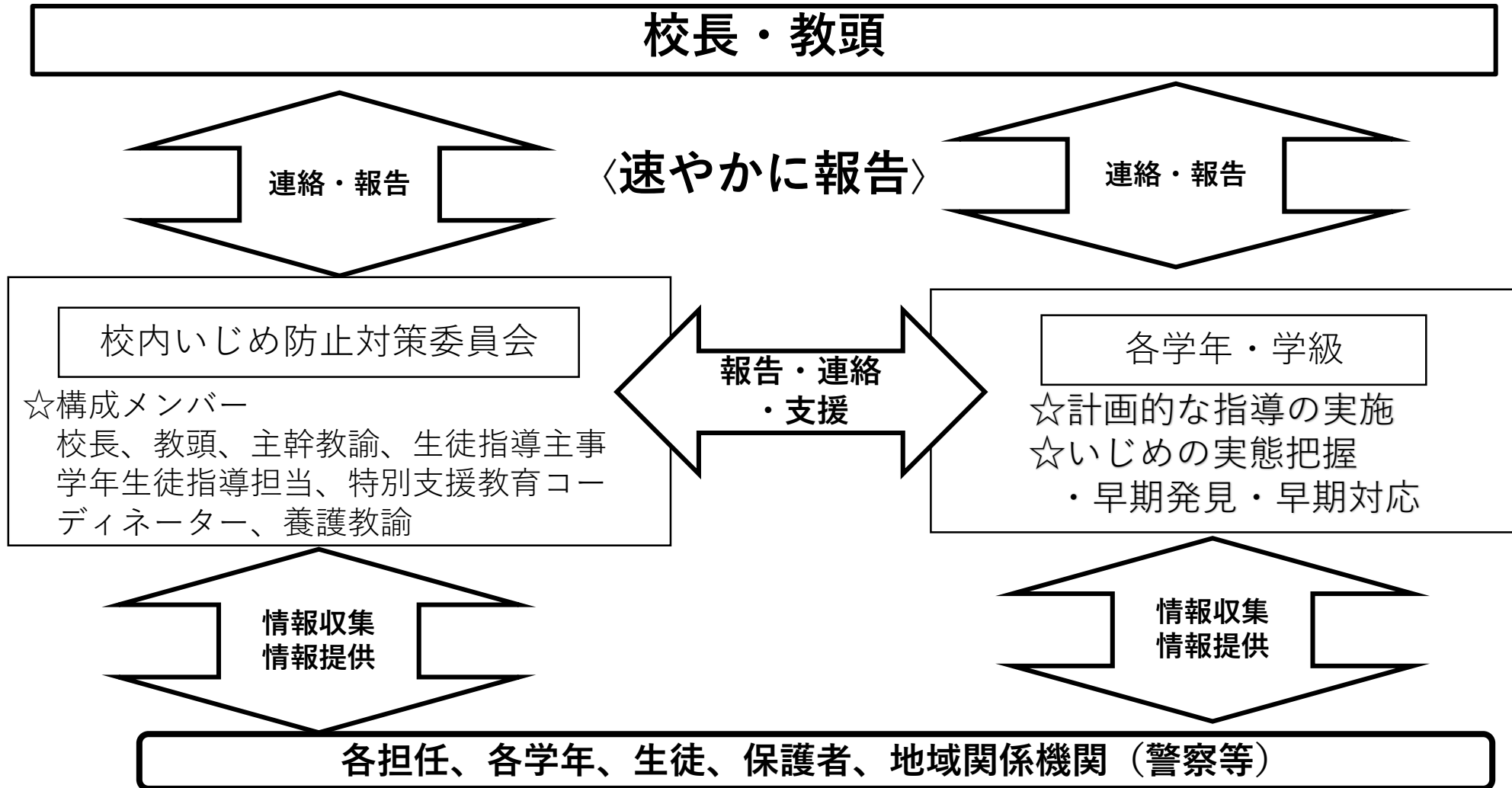
□教員の活動 ○主に生徒の活動 △保護者への説明・啓発

	いじめ対策	留意事項
4月	<input type="checkbox"/> 学年間の情報交換・指導要録の引き継ぎ <input type="checkbox"/> いじめ対策に関わる共通理解。いじめ防止基本方針を職員に配布し、校内研修をし、職員間の共通理解・共通行動を確認する。 △ 古河一中ホームページに「いじめ防止基本法」掲載 <input type="checkbox"/> 学級開き・人間関係づくり〈エンカウンター・レクリエーション活動等〉 <input type="checkbox"/> スクールカウンセラーの活用・紹介 <input type="checkbox"/> 長欠対策会議	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ被害者、加害者の関係を確実に引き継ぐ ・いじめ対策について学校が真剣に取り組む姿勢を示す。 ・いじめ対策について学校が真剣に取り組む姿を示す。 ・一人ぼっちの生徒を出さない温かな言葉かけをする。 ・教師側から、悩み相談がありそうな生徒に声をかける。 ・長欠生徒について、その理由と対策について話し合う。
5月	<input type="checkbox"/> 生活アンケートの実施と分析 <input type="checkbox"/> 行事（運動会）を通した人間関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートから気になる生徒を確認し、本マニュアルを参考に対応する。 ・心身の健全な発達や健康の保持増進に努めるとともに友達との連帯感をもてるよう支援する。
6月	<input type="checkbox"/> △道徳『いのち』のつながりと輝き <input type="checkbox"/> 行事（総体）壮行会を通した人間関係づくり <input type="checkbox"/> 生徒指導訪問（小中連絡会議）	<ul style="list-style-type: none"> ・自己をみつめ、ともに考える道徳の授業 ・友達を励まし合うことで、結束を図り、団結を深めるように支援する。 ・不登校、いじめに関する情報交換をする。
7月	<input type="checkbox"/> 「情報モラルについて」（講師依頼） <input type="checkbox"/> 夏休みの教育相談（三者面談） <input type="checkbox"/> 悩み相談窓口を開設し、SOS の出し方について	<ul style="list-style-type: none"> ・「ネット上のいじめ」の具体例を参考に、その行為が犯罪であることを確認する。 ・SOS（悩み相談）の出し方

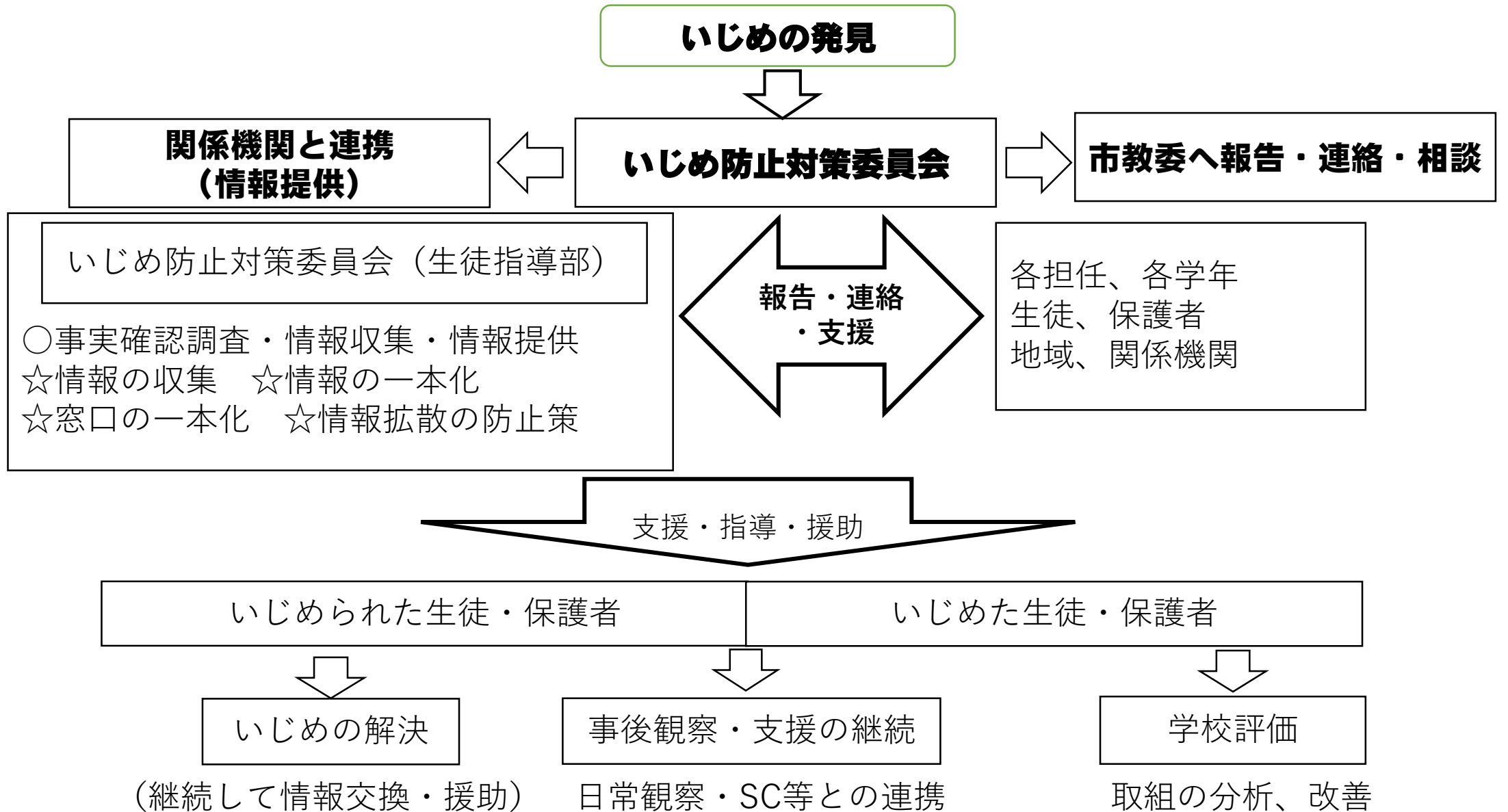
	資料を配付し周知を図る。	について周知徹底
8月	<input type="checkbox"/> 職員研修(スクールソーシャルワーカーとの連携。) <input type="checkbox"/> 人権作文	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーとの連携 ・差別、偏見、いじめについて真剣に考える機会とする。
9月	<input type="checkbox"/> 生活アンケートの実施と分析 <input type="checkbox"/> 夏休み明けの教育相談(必要に応じて) <input type="checkbox"/> 新たな不登校の要因を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の変化を確認する。 ・要因がいじめであることから不登校に陥っていないか確認する。
10月	行事(新人)壮行会を通じた人間関係づくり <input type="checkbox"/> 行事(合唱祭)	<ul style="list-style-type: none"> ・友達を励まし合うことで、結束を図り、団結を深めるように支援する。 ・合唱祭に取り組む生徒の様子を観察する。 ・合唱祭に参加できない生徒の要因を確認する。
11月	<input type="checkbox"/> 生活アンケートの実施と分析	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の変化を確認する。
12月	<input type="checkbox"/> 人権週間(人権意識啓発活動)	<ul style="list-style-type: none"> ・人権について(偏見や差別、いじめ)について触れる。
1月	<input type="checkbox"/> 生活アンケートの実施と分析	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の変化を確認する。 ・生活アンケートを受けて教育相談を実施する。
2月	<input type="checkbox"/> △学年末保護者会	<ul style="list-style-type: none"> ・1年間の総括や新年度に向けての協力体制を保護者をお願いする。
3月	<input type="checkbox"/> 行事(3年生を送る会・卒業式)を通じての人間関係づくり <input type="checkbox"/> 記録の整理・進級する学年への引き継ぎ情報の作成 <input type="checkbox"/> 年間活動の反省	<ul style="list-style-type: none"> ・3年生を送る会や卒業式を通して各学年の決断力が高まるように支援する。 ・人間関係、いじめに関する情報も含め生徒指導上の諸問題を引き継ぐための準備をする。

8 いじめ対応マニュアルチャート

①いじめ防止体制（平常時）



②いじめ防止体制（いじめ発生時）



③いじめ防止体制（重大事態発生）

